4　法第五十五条第一項から第三項まで及び第六項並びに第五十六条第一項から第三項までの規定による国土交通大臣の権限は、認定プラスチック使用製品製造事業者等、指定調査機関、特定プラスチック使用製品多量提供事業者又は多量排出事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長に委任するものとする。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

5　法に規定する環境大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方環境事務所長に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　法第五十五条第四項から第七項まで並びに第五十六条第一項及び第三項の規定（法第五十五条第四項の規定にあっては認定市町村に係る部分を除き、法第五十六条第三項の規定にあっては多量排出事業者に係る部分に限る。）による権限　再商品化実施者、認定自主回収・再資源化事業者、多量排出事業者又は認定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所長

二　法第五十五条第四項の規定（認定市町村に係る部分に限る。）による権限　地方環境事務所長

6　法第五十八条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、法第五十五条第六項の規定及び法第五十六条第三項の規定（多量排出事業者に係る部分に限る。）による権限は、多量排出事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄する区域内にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（建設業法施行令の一部改正）

第二条　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「の規定」を「並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正）

第三条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第六号中「第六条の十二第一号又は」を「第六条の十二第一号、」に、「の規定」を「又はプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）第十四条第一号若しくは第二十条第一号の規定」に改める。

（中央環境審議会令の一部改正）

第四条　中央環境審議会令（平成五年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十三条第三項及び」を「第三十三条第三項、」に、「の規定」を「及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定」に改める。

（経済産業省組織令の一部改正）

第五条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中第三十二号を第三十三号とし、第二十八号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の施行に関すること。

第六十五条に次の一号を加える。

十二　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に関すること。

（社会保障審議会令の一部改正）

第六条　社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「社会保障審議会（以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（所掌事務）

第一条　社会保障審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第七条第一項に規定するもののほか、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

第五条第一項の表医療分科会の項中「の規定」を「及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定」に改め、同表福祉文化分科会の項中「、身体障害者福祉法」を「第八条第九項、身体障害者福祉法」に改める。

（厚生科学審議会令の一部改正）

第七条　厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の規定」を「及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定」に改める。

第五条第一項の表生活衛生適正化分科会の項所掌事務の欄に次の一号を加える。

三　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

（薬事・食品衛生審議会令の一部改正）

第八条　薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（平成七年法律第百十二号）及び」を「（平成七年法律第百十二号）、」に、「の規定」を「及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定」に改める。

第六条第一項の表薬事分科会の項中「及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」を「、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に改める。

（食料・農業・農村政策審議会令の一部改正）

第九条　食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条第三項並びに」を「第二十五条第三項、」に、「の規定」を「並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三十条第四項及び第四十六条第五項の規定」に改める。

（産業構造審議会令の一部改正）

第十条　産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条の七第三項」の下に「、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）」を加える。

第六条第一項の表産業技術環境分科会の項第六号中「資源の有効な利用の促進に関する法律及び」を「資源の有効な利用の促進に関する法律、」に、「の規定」を「及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定」に改める。

（交通政策審議会令の一部改正）

第十一条　交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（昭和十三年法律第七十一号）及び」を「（昭和十三年法律第七十一号）、」に、「の規定」を「及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定」に改める。